

# 秋田県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画の実施状況 及び女性の職業選択に資する情報の公表

令和3年5月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合では、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づき、「秋田県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画」を策定し、各取組を実施しています。

以下、次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づく取組の実施状況を公表します。

併せて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報についても公表します。

## 1 次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

### (1) 超過勤務の縮減

#### 【超過勤務の状況①（年平均）】

（単位：時間）

区分	目標	H28	H29	H30	R1	R2
男性	-	46.0	71.6	77.8	102.6	68.5
女性	-	24.4	52.0	86.0	254.7	91.5
合計	34.9以下	39.6	65.8	80.2	129.5	73.9

#### 【超過勤務の状況②（月平均）】

（単位：時間）

区分	目標	H28	H29	H30	R1	R2
男性	-	3.8	6.0	6.5	8.6	5.7
女性	-	2.0	4.3	7.2	21.2	7.6
合計	-	3.3	5.5	6.7	10.8	6.2

#### 【取組内容】

##### ○平成28年度

- ・適宜、事務分担等を見直し、適正な人員配置を行うとともに、職員間の業務量の平準化に努めた。
- ・毎週水曜日をノー残業デーに設定し、原則、定時退庁とした。

○平成29年度

- ・適宜、事務分担等を見直し、適正な人員配置を行うとともに、職員間の業務量の平準化に努めた。
- ・毎週水曜日をノー残業デーに設定し、原則、定時退庁とした。

○平成30年度

- ・適宜、事務分担等を見直し、適正な人員配置を行うとともに、職員間の業務量の平準化に努めた。
- ・毎週水曜日をノー残業デーに設定し、原則、定時退庁とした。

○令和元年度

- ・適宜、事務分担等を見直し、適正な人員配置を行うとともに、職員間の業務量の平準化に努めた。
- ・毎週水曜日をノー残業デーに設定し、原則、定時退庁とした。

○令和2年度

- ・適宜、事務分担等を見直し、適正な人員配置を行うとともに、職員間の業務量の平準化に努めた。
- ・毎週水曜日をノー残業デーに設定し、原則、定時退庁とした。
- ・柔軟で多様な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることを目的に、時差出勤制度を試行実施した（継続中）。

(2) 休暇の取得の促進

【年次休暇平均取得率】

区分	目標	H28	H29	H30	R1	R2
男性	-	68.6%	68.1%	83.1%	74.1%	62.6%
女性	-	65.3%	62.6%	56.9%	46.6%	69.6%
合計	70%以上	67.8%	66.8%	76.8%	70.1%	63.9%

【取組状況】

○平成28年度

- ・ゴールデンウィーク等における連続休暇の積極的な取得を奨励した。
- ・休暇取得率が低い職員に対し、管理職による休暇取得に向けたヒアリング等の取組を行った。

○平成29年度

- ・ゴールデンウィーク等における連続休暇の積極的な取得を奨励した。
- ・定期的に休暇取得促進に向けた周知を行った。

○平成30年度

- ・ゴールデンウィーク等における連続休暇の積極的な取得を奨励した。
- ・定期的に休暇取得促進に向けた周知を行った。

○令和元年度

- ・ゴールデンウィーク等における連続休暇の積極的な取得を奨励した。
- ・定期的に休暇取得促進に向けた周知を行った。

○令和2年度

- ・ゴールデンウィーク等における連続休暇の積極的な取得を奨励した。
- ・定期的な休暇取得促進に向けた周知、管理職からの勧奨を行った。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇の取得の促進

【男性職員の配偶者出産休暇取得率】

区分	目標	H28	H29	H30	R1	R2
対象者	-	0	0	1	2	0
取得者	-	-	-	1	2	-
取得率	100%	-	-	100%	100%	-

【取組状況】

○平成28年度

- ・対象者なし。新たな子育てに関する特別休暇の創設したほか、子育てに関する休暇制度について周知を図った。

○平成29年度

- ・対象者なし。子育てに関する休暇制度について周知を図った。

○平成30年度

- ・子育てに関する休暇制度について周知を図った。

○令和元年度

- ・子育てに関する休暇制度について周知を図った。

○令和2年度

- ・対象者なし。子育てに関する休暇制度について周知を図った。

2 女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(1) 職業生活における機会の提供に関する実績

【各役職段階にある職員に占める女性職員の割合】

区分	H28	H29	H30	R1	R2
管理職（課長以上）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
課長補佐・班長	33.3%	33.3%	40.0%	20.0%	40.0%
一般職（主査以下）	28.6%	35.7%	25.0%	16.7%	16.7%
全職員【参考】	23.8%	28.6%	23.8%	14.3%	19.0%